

【参考】

○ 地方財政法（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号の規定に基づく政令で定める数値以上のものを除く。第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この条において「特定公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（特定公的資金をもつて起こすことについて、第一項の規定による協議において同意を得、又は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは同法第十三条第一項に規定する許可を得た地方債の資金を変更し、第七項に規定する公的資金以外の資金をもつて地方債を起こそうとする場合を除く。）には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

4 略

5 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二 略

6～11 略

○ 地方財政法施行令（抄）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

- 一 都道府県若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（以下この項において「都道府県等」という。）又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの
- 二 市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この号において同じ。）又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（都道府県等が加入するものを除く。）
- 2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分（以下「事業区分」という。）ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該同意に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。
- 5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第十五条 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

- 一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第二項の流動負債（以下この号及び次号において「流動負債」という。）の額から次に掲げる額の合算額を控除した額
 - イ 建設改良費等（公営企業の建設又は改良に要する経費及び当該経費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。以下この号、次号及び次

- 条第一項第三号において同じ。)の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額
- ロ 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額
- ハ 当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をするものとしているものの額
- ニ 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高から当該地方債のうち同日において流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
- 三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額
- 2 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

○ 平成31年度地方債同意等基準（抄）

第一 総括的事項

二 地方債協議等のスケジュール等

1 （中略）

また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。以下同じ。）の上半期発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。

2～4 （略）

○ 平成 31 年度地方債同意等基準運用要綱（抄）

第二 早期協議等に関する事項

一 早期協議等の対象

1 早期協議等の対象

早期協議等の対象は、平成 31 年度の協議等に係る地方債であつて、簡易協議等手続において同意等の額が確定するまでの間において発行を予定している当該年度分の同意等を要する民間等資金債であること。

2 早期協議等の対象となる地方債を財源とする事業

早期協議等において協議等を行う地方債を財源とする事業については、公共事業等債等当該年度における事業執行等が確実に見込まれる事業等の財源（当該年度の同意等予定額において確実に対象となると見込まれる額に限る。）とし、当該事業等の簡易協議等手続の対象となる範囲内で、協議等が行われた場合において同意等を行う予定であること。

また、事業ごとの充当に変更がある場合には、簡易協議等手続を行う際に、通知された同意等予定額の範囲内で、変更を行うことができるものであること。

二 早期協議等のスケジュール

早期協議等については、平成 31 年度において最初に発行を予定している民間等資金債（平成 31 年度分の同意等を要するものに限る。）の条件決定予定日の 3 週間前までに協議等を行うものとする。

これに基づき、条件決定予定日までに同意等を行うものとする。

三 留意事項

地方債の発行に関し、地財法第 5 条の 3 の規定により協議を要する地方公共団体又は公営企業であるか、地財法第 5 条の 4 に基づく許可を要する地方公共団体又は公営企業であるかを判断する実質赤字額、実質公債費比率（前 3 年度の決算額により算出）、資金不足等については、決算未提出期間においては、当該年度の前年度の数値を用いることとされていること。